

1. 件名：日本原燃(株)MOX 燃料加工施設建屋の鉄筋健全性について

2. 日時：令和2年11月24日 13時40分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、
松本主任原子力専門検査官、千葉管理官補佐、舘内主任原子力専門検査官、
清水検査技術専門職

核燃料施設審査部門

長谷川安全規制管理官、上出安全審査官

核燃料施設等監視部門

青山上席監視指導官、服部上席監視指導官、松倉専門員

日本原燃（株）燃料製造事業部 副事業部長 他6名

5. 要旨

○ 日本原燃（株）から、MOX 燃料加工施設燃料加工建屋の鉄筋健全性について、資料に基づき以下の説明があった。

(1) 今後の工事の既認可工事としての取扱いについて

・今回の鉄筋取替工事は、材料や準拠する法令、規格等の変更を行うものではなく既認可の設計及び工事の方法の変更は要しない。

(2) データ拡充のための抜取りによる引張試験の抜取り根拠について

・データ拡充のための引張試験（破壊試験）は、施工エリアによる違いの有無を確認するため、各エリアで代表3本を抜取った。その結果、エリアによる違いは見られず、D35、D38はJIS規格値に対して健全であると評価した。

・さらに、D35、D38の全数の健全性をより確実にするため、今後実施する「鉄筋径の全数計測」を基にエリアごとから「最小径」と「根元部減少率が大きい」試験体を採取して引張試験を実施する。

(3) 差し筋の取替工事におけるカプラーによる接続方法の妥当性について

・カプラーによる接続は、一般的な建物でも採用される工法であり、耐震壁と床コンクリートの境界部に使用できるものであることを確認している。

(4) 差し筋の取替工事に伴い、実施済みの使用前検査のうち無効となる内容について

- ・取替工事対象の鉄筋及び基礎スラブのうち工事に伴いはつり取ったコンクリートに対して実施した使用前検査は無効、埋設部の鉄筋とコンクリートに対して実施した使用前検査は有効であると考えている。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・コンクリートをはつり取った部分の処理について、当該部分がぜい弱にならないよう復旧するために必要な監理について説明すること。
- ・鉄筋の計測径と伸びの関係について説明すること。
- ・伸びだけでなく外径等、JIS規格を満たしていることが必要であり、その確認項目及び方法を説明すること。
- ・D35、D38の鉄筋の健全性確認フローにおいて、測定結果のばらつきも含め不合格となる鉄筋を抜けなく確認ができることの説明をすること。
- ・D35、D38の全数の健全性をより確実にするため、エリアごとから「最小径」と「根元部減少率大きい」試験体を採取し引張試験を実施するとしているが、「根元部減少率大きい」試験体を採取する目的を説明すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：MOX燃料加工施設燃料加工建屋の鉄筋健全性追加説明資料